

平成29年度いちき串木野市情報公開制度実施状況

いちき串木野市情報公開条例に基づく開示請求の状況は次表のとおりです。

開示・不開示等の決定状況

請求合計 (A)	全部開示 (B)	部分開示 (C)	不開示 (D)	不存在 (E)	存否不回答 (F)	却下 (G)	取下げ (H)	開示率 (B)+(C)/(A)-(E)-(F)-(G)-(H)
6	3	1	1	0	0	0	1	80.0%

(備考)

- 「不開示」は、「不存在」、「存否不回答」及び「却下」を除いたものをいいます。
- 「存否不回答」は、条例第10条の規定により、請求拒否の決定をしたものをいいます。
- 「却下」は、開示請求書の形式上の不備が補正されない場合など、開示請求が不適法であることを理由として、行政文書の開示をしない決定をしたものをいいます。

不服申立ての状況

不服申立ての状況は、次表のとおりです。

不服申立て件数	審査会への諮問件数
0	0